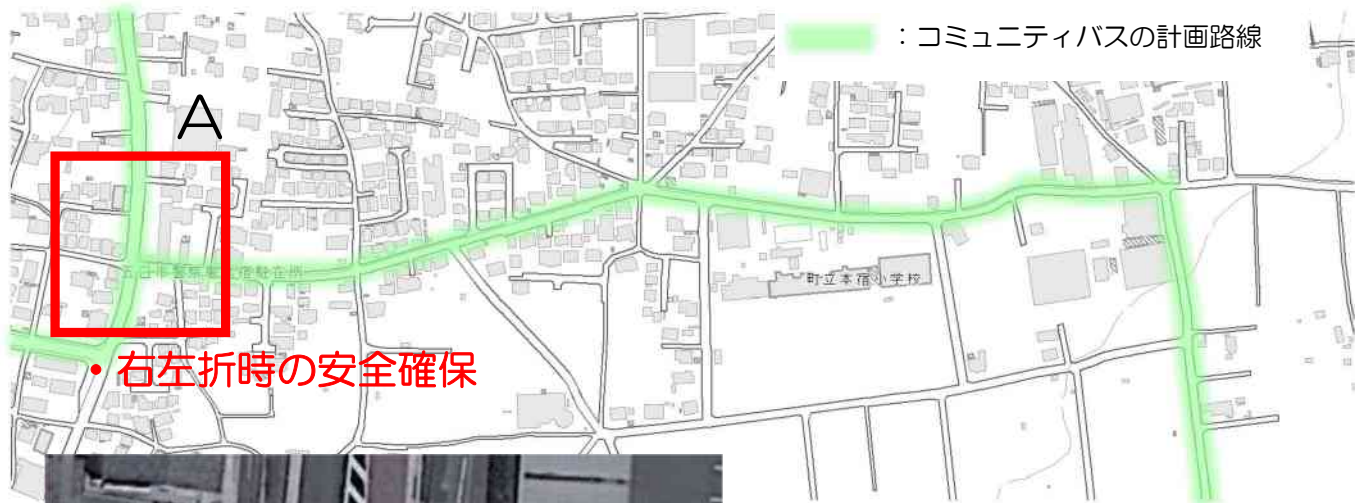


4. 本宿小学校スクールゾーンにおける安全対策

※本項は警察署との協議資料として使用したものである。

4-1 本宿小学校周辺の安全対策

◆スクールゾーン西側交差点



・右左折時の安全確保



停止線の位置を変更することで、バスが停止線にて停車した場合であっても、円滑に左折車両が通過できる

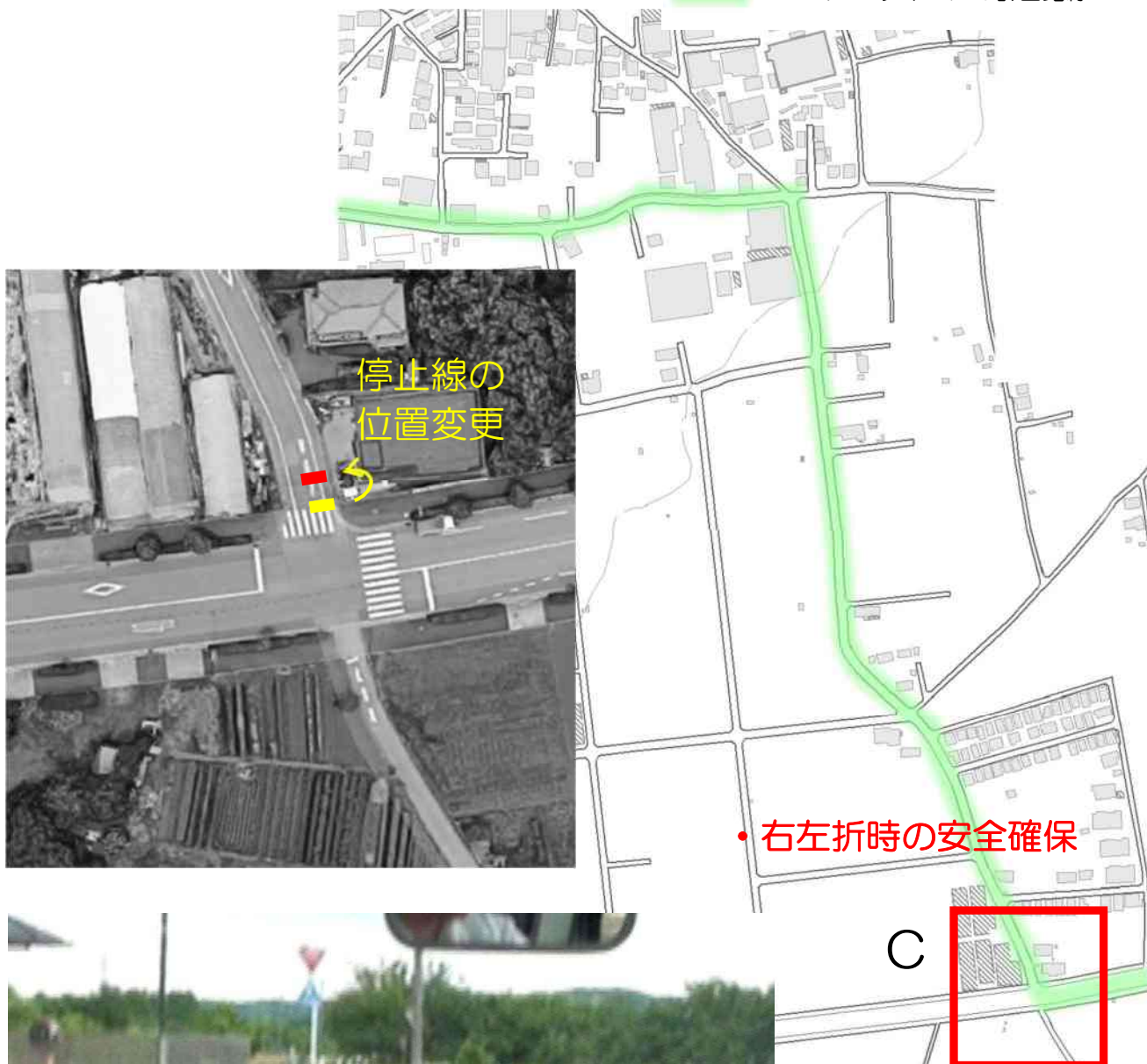
◆スクールゾーン東側交差点

：コミュニティバスの計画路線



◆スクールゾーン南側交差点

：コミュニティバスの計画路線



停止線的位置を変更することで、車両が停止線にて停車した場合であっても、円滑にバスが右折できる

◆スクールゾーン本宿小学校正門付近

：コミュニティバスの計画路線



バスの通行上、幅員がやや狭小である本宿小学校正門付近に設置されているカーブミラー、速度標識は障害物となり得るため、車道でのすれ違いを十分に確保することを目的とし、許可を得たうえで本宿小学校敷地内に移設する。

その際、オーバーハング式で設置することを検討する。

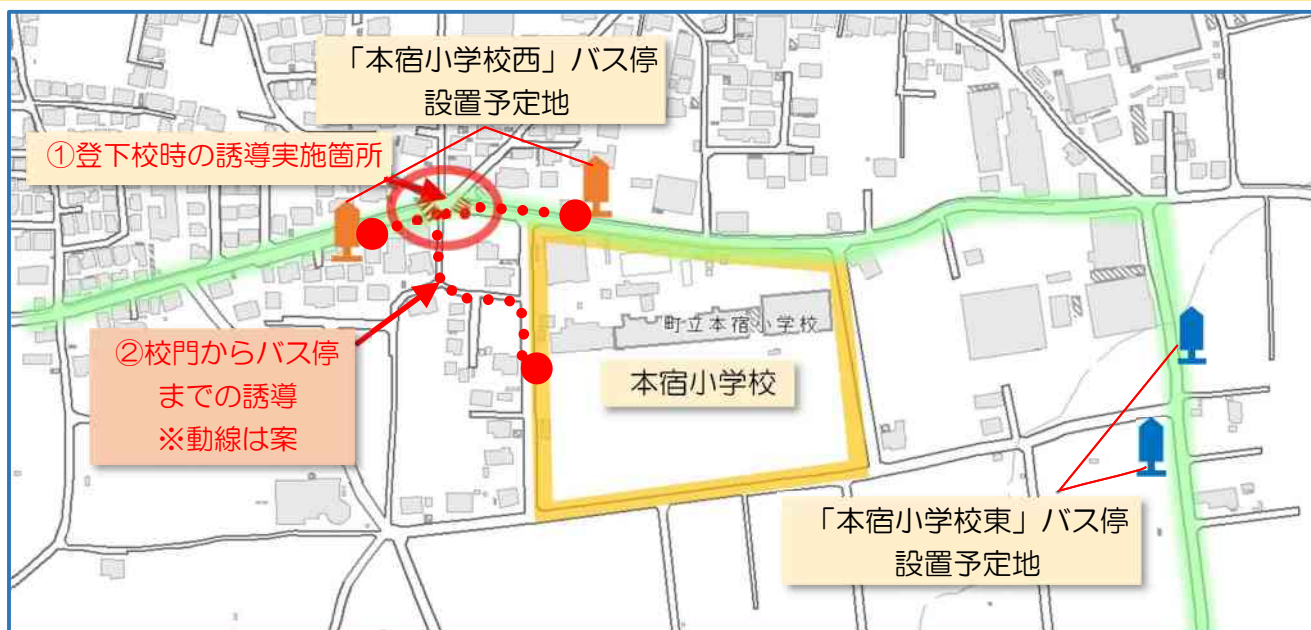
また、速度標識は、本宿小学校敷地内以外への移設も検討する。

4-2 歩行者の安全対策

◆交通整理員の配備・児童のバス停まで誘導

本宿小学校児童が下校で利用する際のバス停は、「本宿小学校西」バス停を利用する。この際の安全対策を下記に記す。

現在スクールゾーン 1 箇所にて実施中の整理員による指導・見守りを強化する。



◆児童の下校に対する安全対策

- ・六道交差点での交通整理員の配備（実施中）※図①

◆児童のバス停までの移動に対する安全対策

- ・本宿小学校教員による小学校校門～バス停の移動の誘導（同行）を実施※図②



◆バス停での安全の確保

本宿小学校児童の下校時の利用を予定する「本宿小学校西」復路バス停については、下記のような安全対策を検討する。



「本宿小西」復路バス停設置予定地における
利用者に対する利用案内・待合スペースの明示

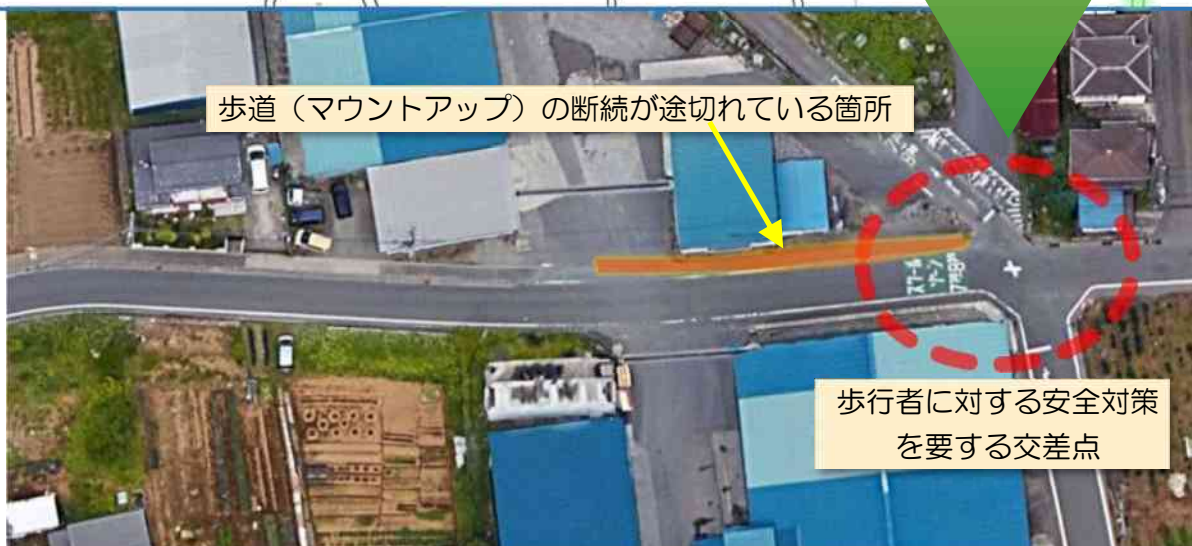


主に小学生に向けた
利用案内等の看板を掲示

バス停奥の地権者所有の
機材等については、地権者と
町とで協議し、安全なバス停が
確保するように対策を実施する。

- ◆「本宿小学校西」バス停利用者に対する安全対策
 - ・交通量があり、かつ歩道の確保が不十分である箇所に面した「本宿小学校西」復路バス停では、利用者が車道に出ないこと等を喚起するための看板やサイン、利用案内等を設置する。

◆本宿小学校東側交差点の歩行者安全対策



◆本宿小学校東側（協和木工所前）交差点の現状

【道路整備状況：歩車分離不全】

具体事項：歩道のマウントアップ未整備、白線の劣化

【交差点直近施設の車両出入り状況】

事業所（協和木工所）があり、大型トレーラーの出入りが終日みられる。

※出入りの際は事業所従業員による誘導あり

【本宿小学校児童の利用状況】登下校時の児童の利用あり。



◆コミュニティバス運行により想定できる危険

- ・歩行者および自転車利用者の巻き込み
- ・車両との接触事故



対策案①マウントアップ歩道の設置による物理的な歩車分離



前頁記載の想定され得る危険の対策として、下記の項目を実施予定。
道路に面し立地する事業所（協和木工所）の了解を得たうえで、マウントアップ歩道を設置する。設置時には、切り下げ位置については沿道住民と調整を図る。

対策案②注意喚起看板の設置



通学路およびバスの停車に関する注意喚起看板の事例



◆運行マニュアルの作成

運行事業者決定後、事業者と協議のうえ
下記の内容を記載したマニュアルを作成

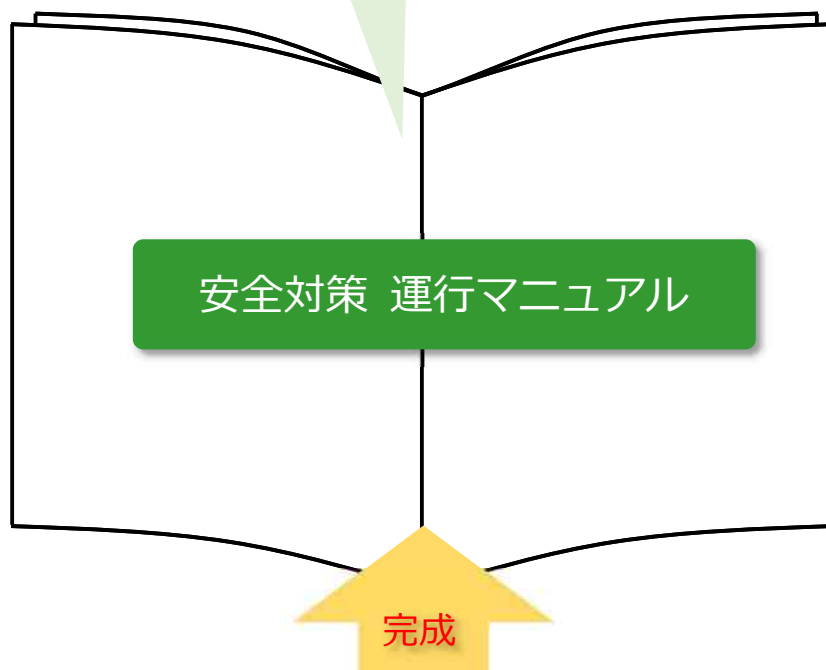
運行マニュアル記載事項（案）

【走行時】

- ・スクールゾーン走行時は、登下校中の児童または一般歩行者の通行を優先とし、児童または歩行者に車両が接近する際は十分に減速を行う。（接触事故の防止）
- ・児童または一般歩行者が道路を横断している際は、減速し、横断歩道（横断箇所）の手前で必ず停車し、横断を優先する。
- ・対向車とのすれ違い時においては、児童または一般歩行者の有無を確認する。通行者が居た際は、徐行し、安全に留意する。
- ・交差点の右左折時は、必ず減速し、児童または一般歩行者の巻き込みに十分注意する。

【バス停 停車時※主に児童に対するマニュアル】

- ・児童が乗降する可能性があるバス停に接近する際は、十分に減速し、児童と車両の接触に充分注意する。
- ・児童が乗降する際、バス停付近に歩行者や自転車の通行があった際は、乗降する児童との接触が無いよう、ドライバーは十分周囲を確認し、児童の安全な乗降を確保する。
- ・児童が乗降する際は、列を作り、順番に乗降する等の安全な利用マナーを運行事業者以外の小学校教育員、交通整理員等にも周知を行う。



安全対策、危機管理等を明示した運行マニュアルを作成し、
運行事業者、運行主体（日の出町）における相互の安全対策に努める。

4-3 コミュニティバス運行時間帯の交通状況



①午前中の都道185号山田平井線の様子
(西平井交差点方面)



②午前中のスクールゾーンの様子(都道側)



③午前中の都道185号山田平井線の様子
(武蔵増戸駅方面)



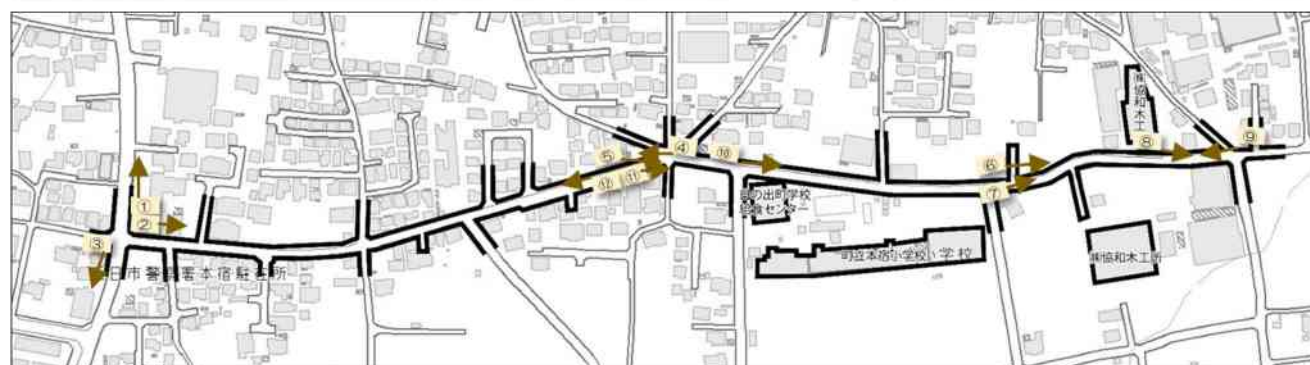
④都道側から六差路へ進入する車両



⑤スクールゾーンを走行する通園バス



⑥協和木工側からスクールゾーンへ進入する車両



⑦スクールゾーンにおける狭小幅員箇所。カーブになっており、前方確認が困難な状況。



⑨協和木工側のスクールゾーンの様子。
都道側と比べ、交通量が少ない。



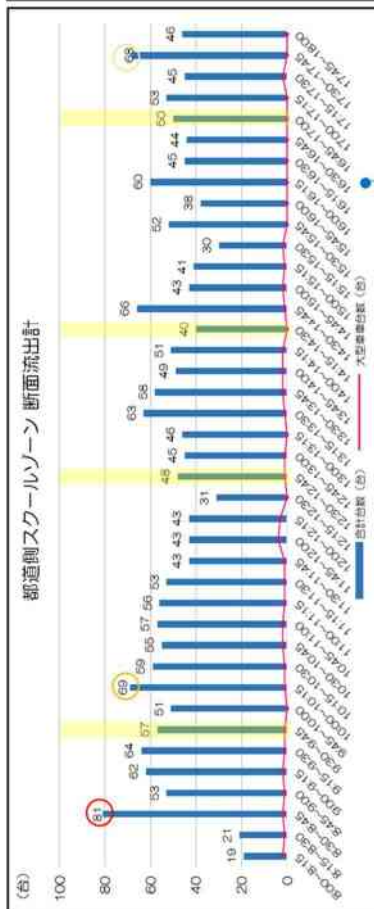
⑩給食センター前(バス停設置候補場所)



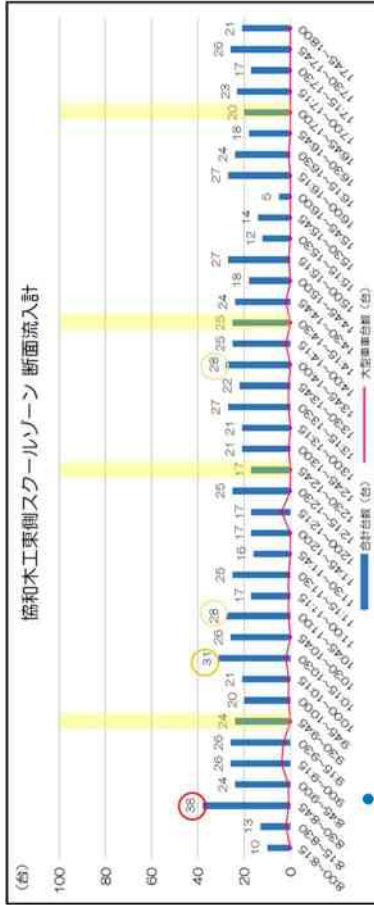
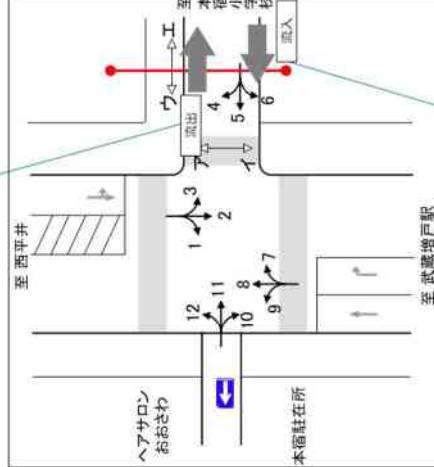
⑪夕方の六差路の様子。交通量が日中に比べやや多い。



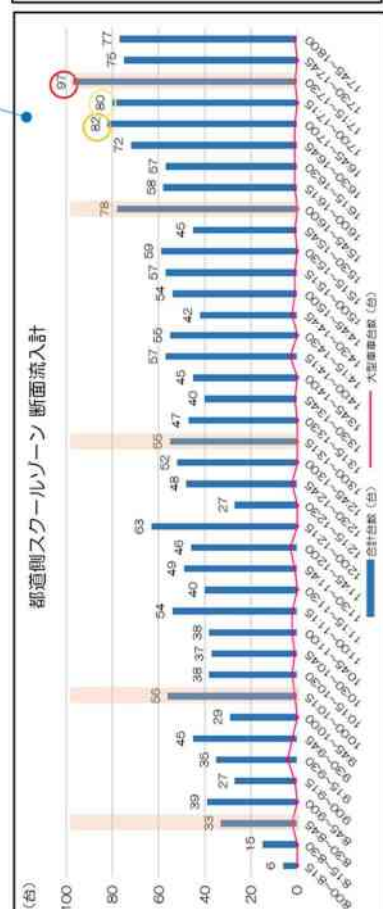
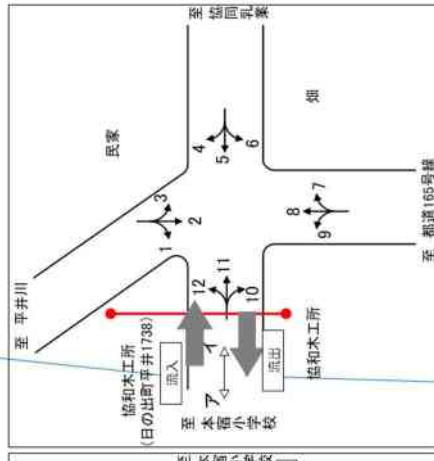
⑫夕方の都道側から六差路へ進入する車両の様子。
交通量が日中に比べやや多い。



- 【都道側】
- ・流出部のピークは8:30頃 (81台/15分)、流入部のピークは17:15頃 (97台/15分) である。
 - ・ピーク時の1分あたりの台数は、流出部で5台/分、流入部で6台/分である。
 - ・コミュニティバス運行予定時間の交通量は、ピーク時を除くと、流出部では約40~60台/15分、流入部では約30~80台/15分である。
 - ・大型車の交通量は全時間帯において5台以下である。



- 【協和木工東側】
- ・流入部のピークは8:30頃 (38台/15分)、流出部のピークは17:00頃 (55台/15分) である。
 - ・ピーク時の1分あたりの台数は、流入部で3台/分、流出部で4台/分である。
 - ・コミュニティバス運行予定時間の交通量は、ピーク時を除くと、流入部では約20~25台/15分、流出部では約15~25台/15分である。
 - ・大型車の交通量は全時間帯において5台以下である。



コミュニティバス通行予定時間 ○ 最も多い ○ 2番目に多い ○ 3番目に多い

平成 31 年 3 月実施 交通量調査結果より

4—4 警戒標識一覧

警戒標識には次の27種類があります。

十形道路交差点あり (201-A)	ト形（又は十形）道路交差点あり (201-B)	丁字道路交差点あり (201-C)
Y形道路交差点あり (201-D)	ロータリーあり (201の2)	右（又は左）方屈曲あり (202)
右（又は左）方屈折あり (203)	右（又は左）背屈曲あり (204)	右（又は左）背屈折あり (205)
右（又は左）つづら折りあり (206)	踏切あり (207-A)	踏切あり (207-B)
学校、幼稚園、保育所等あり (208)	信号機あり (208の2)	すべりやすい (209)
落石のおそれあり (209の2)	路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)
車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)
上り急勾配あり (212の3)	下り急勾配あり (212の4)	道路工事中 (213)
横風注意 (214)	動物が飛び出すおそれあり (214の2)	その他の危険 (215)

当安全対策で
設置予定

出典：国土交通省ウェブサイト

5. 今後の予定

令和 3 年 運行開始予定

運行開始より前に、町民への事前周知を実施する。

運行までの準備内容

【バス事業所】

◆バス車両購入

ラッピングデザインは事務局と調整

※事務局はラッピング締め切りまでにラッピングデザインの公募、決定を行う。

◆バス停設置

バス停位置、バス停設置に伴う工事、バス停の使用については、事務局と調整。

◆その他バス運行上の施設管理

トイレの設置等

◆国土交通省への運行許可申請

【日の出町】

◆交通安全対策

- ・一時停止線の位置変更（4 か所）：警察と調整
- ・速度標識の移設（1 か所）：警察と調整
- ・マウントアップ歩道の設置
- ・警戒標識の設置（2 か所）
- ・カーブミラーの大型化または 2 面化（1 か所）
- ・カーブミラーの移設
- ・注意喚起看板の設置

◆コミュニティバスの名称の公募と決定

◆コミュニティバスのラッピングデザインの公募と決定

※バス事業所が行うバス車両のスケジュールと連携し実施。

◆バス停のデザイン調整

◆小学生の通学利用者に対する対応（乗車証等）

※つるつる温泉線（路線バス）利用者含む。

卷末資料

日の出町地域公共交通会議設置要綱

平成29年9月19日

告示第100号

(目的)

第1条 日の出町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 町の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者

(4) 一般社団法人東京バス協会の代表者

(5) 住民又は利用者の代表者

(6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(8) 東京都建設局西多摩建設事務所の職員

(9) 警視庁五日市警察署の職員

(10) 学識経験者

(11) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項第5号及び第10号を除く委員について、代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、または説明を求め、若しくは資料の提出を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は交通会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償の支払)

第8条 交通会議に出席した委員には、予算の範囲内で別表に定めた謝礼を支払う。ただし、公務で出席するものについては除く。

(傍聴)

第9条 交通会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴人の定員は、10人を限度とし、交通会議の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

3 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

(事務局)

第10条 交通会議に関する事務局は、生活安全安心課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

委員の種別	報償額
学識経験者	日額 10,000円（交通費を含む）
委員	日額 3,000円（交通費を含む）

令和元年度 日の出町地域公共交通会議委員名簿

No.	氏名	役職	条文
1	木崎 孝二	日の出町副町長	町長又はその指名する者
2	中村 修二	西東京バス株式会社 営業部乗合担当課長	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
3	郷野 隆司	秋川交通株式会社所長	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
4	依田 修	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	一般社団法人東京バス協会の代表者
5	木住野 義明	住民又は利用者の代表会長	住民又は利用者の代表
6	山中 則義	日の出町悠友クラブ連合会会長	
7	池田 貴博	大久野小学校副校長	
8	宮崎 明男	東京運輸支局首席運輸企画専門官(総務企画担当)	国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員
9	堀越 千秋	東京運輸支局首席運輸企画専門官(輸送担当)	
10	水村 勝彦	西東京バス労働組合執行委員長	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
11	中西 宏	東京都建設局西多摩建設事務所管理課長	東京都建設局西多摩建設事務所の職員
12	川端 裕司	警視庁五日市警察署交通警備課長	警視庁五日市警察署の職員
13	高田 邦道	日本大学名誉教授 工学博士	学識経験者
14	長尾 肇太	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長	その他町長が必要と認める者
15			

令和元年度 新委員

<事務局>

1	坂井 岳	生活安全安心課長
2	三宅 豊	生活安全安心課 防災・コミュニティ係長
3	井村 はるか	生活安全安心課 防災・コミュニティ係 主任

日の出町地域公共交通庁内検討会設置規程

平成29年9月19日

訓令第17号

(目的)

第1条 本町における公共交通施策に関する諸問題に対応し、地域における需要に応じた住民に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議又は調整するため、日の出町地域公共交通庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を協議又は調整するものとする。

- (1) 日の出町地域公共交通会議における協議事項の庁内調整に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか町内の地域交通施策の推進に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって組織し、辞令の交付は行わない。

- (1) 副町長
- (2) 企画財政課長、企画係長
- (3) 生活安全安心課長
- (4) いきいき健康課長、高齢支援係長
- (5) まちづくり課長、都市計画係長
- (6) 建設課長、管理係長
- (7) 産業観光課長、商工観光係長
- (8) 学校教育課長、学務係長

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副町長をもって充て、副会長は生活安全安心課長とする。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

- 2 検討会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、目的達成の日までとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、生活安全安心課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和元年度 日の出町地域公共交通庁内検討会名簿

<委員>

No.	区分		委員	備考
1	第1号	副町長	木崎 孝二	会長
2	第2号	企画財政課長	三澤 良勝	
3		企画財政担当課長	萩原 哲	
4	第3号	生活安全安心課長	坂井 岳	副会長
5	第4号	いきいき健康課長	佐伯 秀人	
6		高齢支援係長	木田 真琴	
7	第5号	まちづくり課長	野口 誠	
8		都市計画係長	澤井 誠	
9	第6号	建設課長	吉村 秀樹	
10		管理係長	田中 雅司	
11	第7号	産業観光課長	木崎 義通	
12		商工観光係 課長補佐	濱中 一之	
13	第8号	学校教育課長	森田 泰仁	
14		指導・学務係長	棕澤 洋	

<事務局>

1	防災・コミュニティ係長		三宅 豊	
2	防災・コミュニティ係 主任		井村 はるか	



日の出町「ひのでちゃん」

日の出町地域公共交通計画 実施計画

発行：令和２年３月

日の出町 生活安全安心課 防災・コミュニティ係

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780

電話：042-597-0511（代表）

FAX：042-597-4369

<http://www.town.hinode.tokyo.jp/>
